

平成 26 年 9 月 24 日

神石高原町議会議長 木野山 孝志 様

神石高原町決算特別委員会
委員長 藤田 晃 己

決算特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第 77 条の規定によりつぎのとおり報告します。

1. 審査経過

(1) 審査期間及び出席委員数

平成 26 年 9 月 9 日	13 人
平成 26 年 9 月 10 日	13 人
平成 26 年 9 月 11 日	13 人
平成 26 年 9 月 12 日	13 人
平成 26 年 9 月 16 日	14 人

(2) 説明員： 町長・副町長・教育長・会計管理者・全課長・関係所管職員

2. 審査結果

(1) 議案第 119 号平成 25 年度神石高原町一般会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(2) 議案第 120 号平成 25 年度神石高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

(3) 議案第 121 号平成 25 年度神石高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (4) 議案第 122 号平成 25 年度神石高原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (5) 議案第 123 号平成 25 年度神石高原町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (6) 議案第 124 号平成 25 年度神石高原町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (7) 議案第 125 号平成 25 年度神石高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (8) 議案第 126 号平成 25 年度神石高原町総合開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (9) 議案第 127 号 平成 25 年度神石高原町分収育林事業特別会計歳入歳出決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

- (10) 議案第 128 号 平成 25 年度神石高原町病院事業会計剰余金の処分及び決算認定について

審査結果 本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3. 審査意見

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月9日に提出され、本委員会に審査を付託された、「議案第119号 平成25年度神石高原町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第120号 平成25年度神石高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ほか7特別会計及び「議案第128号 平成25年度神石高原町病院事業会計剰余金の処分及び決算認定について」の10件であります。

審査経過であります。平成26年9月9日から平成26年9月16日までの5日間、町長、副町長、教育長、会計管理者、全課長及び関係所管課職員から、「決算書」及び「主要施策の成果に関する報告書」に基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料等の提出を求め、審査いたしました。

その上で、予算の執行が関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

最初に、決算全般について、審査の過程で各委員から指摘された事項のうち、本委員会として集約した意見・指摘を述べさせていただきます。

第1点目としまして、決算概要についてでございます。

平成25年度神石高原町一般会計及び8特別会計の歳出の決算額は161億2,621万3,000円余りで、実質収支につきましては全会計黒字決算でした。

町長の政策課題の1つである債務の解消については、繰上償還などの実施により、決算カードによる平成25年度 実質公債費比率は11.5%となっており、年々改善されてきております。

このことは、住民の協力と町長をはじめとした職員の努力の結果でもあり、高く評価されるものであります。

しかしながら、今後の財政推計に於いて合併算定替えの特例の段階的終了に入るとともに、基準値となる人口減少などによる交付税の大幅な減少、経常収支比率の悪化など、財政の硬直化も予測されます。

財政状況は、健全化が着実に推進されておりますが、引き続き町長の大胆な英断と職員の広範な英知が結集された施策を強く望むものであり、議会といたしましてもその一翼を担えればと願うものであります。

第2点目といたしましては、統合中学校建設事業に於いてみられたように予算執行の大幅な遅れが事故繰越をもたらしたともいえます。繰越明許費の支出は、例外として認められているものであり、安易な明許繰越は避けるべきであると考えます。今後の予算執行に於いて、特に建築及び建設工事に関しては、しっかりとした監督指導が、図られることを望みます。

第3点目といたしましては、協働のまちづくりの推進についてですが、進めていく過程に於いて、町民の理解と協力を仰ぎながら進めるべきであり、現状に於いては、地域ごとに温度差があるので、焦らず、慎重かつ確実に進めていくべきだと考えられます。

第4点目といたしましては、本町は、高齢化による担い手の不足、米価の下落などにより年々荒廃農地が増加しており、大きな課題となっております。解消に向け、本町独自の施策を今後検討されることを望みます。

最後に、5点目であります。町立病院の運営についてであります。

町立病院事業は、申し上げるまでもなく町民が安心して暮らすための重要な事業でございます。

本町の医療をめぐる情勢は、極めて厳しいものがありますが、開設からの5年間で精査され、本町の実態、利用者の実情に即した医療体制について十分なる検討のうえ、指定管理者との連携を密にし、引き続き医師の確保と医療の充実に努められることを強く望みます。

審査の結果であります。議案第119号から議案第128号の全ての案件は、原案のとおり認定すべきものと出席委員の総意により決しました。